

令和 7 年度 高岡市立戸出中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題である。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他生徒の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

本校では、学校が全て生徒にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう、教職員の合意形成に基づく指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組む。

さらに、生徒自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、生徒会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進する。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こり得るという意識をもち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を行う。

生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

学校は生徒に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

① 生徒理解と環境づくり

- ・ 普段の生活の中で、一人一人の違いについて考え、一人一人のよさを生かす場を設定する。
- ・ 生徒理解やいじめに関する研修を行う。
- ・ 基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図る。
- ・ 全学習活動を通して、生徒の規範意識を醸成し、「正義が通る学校」を目指す。

② 自尊感情をはぐくみ、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・ 道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱う。
- ・ 人権について理解を深める期間を設ける。

○生徒が主体となる取組の充実

- ・ 校紀委員会を通じ、生活目標を見直し具現化する場を設定する。
- ・ 身近にいるクラスメイトや部活動の仲間に差別をせず、思いやりをもって接する「信頼される戸中生へ！思いやり週間」などを実施する。
- ・ 学校行事を自尊感情や豊かな心を積極的に耕す場として位置づける。
- ・ 「さわやか愛校DAY」による花壇づくりを通じ、生命をはぐくむ心を養う。

③ 家庭や地域等との連携

- ・ 「戸出中学校いじめ防止基本方針」を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。

- ・ 地域の協力を得、「生き方」について考える機会を設ける。
「13歳の学び」「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」「15歳の選択」

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめはないかとの疑いをもって、早い段階からチームを組んで的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

① 日常的な観察

- ・ 登校時、担任教師は教室で、担任以外の教師は玄関や各学年廊下で生徒を迎える。巡回指導にて授業時間以外の生徒の様子を観察する。退勤時は、担任が教室や廊下の確認・整理整頓・環境整備を行う。
- ・ 毎日の生活ノートや学級日誌、生徒との雑談や普段の授業等から情報を集め、教職員間で情報の共有に努める。
- ・ 報告・連絡・相談・協議・対応（指導）の流れを円滑に進める。

② アンケート調査

- ・ 「生活振り返り調査」（毎月）や「悩み調査」（6月、11月）、「自分の心を見つめる（いじめ）調査」（年1回・無記名）を実施する。
- ・ 調査において、生徒が率直に思いを記せるよう、日頃より良好な人間関係を構築する。

③ 教育相談

- ・ 生徒全員への定期的な個人面談を実施する。（相談週間：6月、11月）
- ・ 担任、学年主任、学年相談担当、生徒指導主事の連携を密にして相談体制を確立する。
- ・ 保護者や地域からの情報を得るため、「いじめ相談窓口」を周知する。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保し、いじめを受けた生徒の必要に応じて関係機関等と連携して対応する。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有する。
- ・ いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係生徒から事情を聴くなど、いじめの事実確認を行う。
- ・ いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会に報告する。
- ・ 事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応する。

② いじめられた生徒及び保護者への支援

- ・ スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行う。

- ・ いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う。

③ いじめた生徒への指導及びその保護者への支援

- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。
- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であること、それもいじめと同じであることを理解させる。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者に連絡し、スマホ等の確保や書き込み画面のコピーなど、まずは証拠保全の措置をとる。その後、削除する措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に相談し、連携した対応をとる。

(4) いじめの再発防止

- ① いじめが解決したと思われる場合でも、継続して（少なくとも3か月以上）十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ② 被害生徒・保護者に対し、いじめによる心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・ 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、その他関係する教員（学級担任、部活動顧問等）
- * 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、その他関係諸機関やPTA・関係諸団体の代表者等を追加する。

(2) 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・ いじめ事案の調査と対応

4 年間計画

月	取 組	月	取 組
4	・校内研修（共通理解） ・生活振り返り調査（毎月）	10	・校内研修 ・Q-U の実施 ・自分の心を見つめる調査
5	・悩み相談（随時）	11	・さわやか愛校DAY ・悩み調査 ・全員面談 ・「13歳の学び」 ・いじめ対策委員会
6	・さわやか愛校DAY ・Q-U の実施 ・戸中人権週間 ・悩み調査 ・いじめに関する道徳、学級活動Ⅰ ・全員面談 ・いじめ対策委員会	12	・人権週間 ・全員面談 ・保護司との懇談会
7	・社会に学ぶ『14歳の挑戦』 ・「15歳の選択」	1	・いじめに関する道徳、学級活動Ⅱ
8		2	・いじめ対策委員会
9	・生徒会校紀委員会による取組 ・いじめ対策委員会	3	・校内研修（来年度へ向けての考察）

5 評価と改善

- ・ 学校評価にいじめ防止対策に対する項目を設け、評価を行う。
- ・ 「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図る。
- ・ 本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行う。